

会議名 (審議会等名)	平成30年第7回小金井市農業委員会の会議		
事務局 (担当課)	農業委員会事務局		
開催日時	平成30年7月20日(金) 15:30~17:00		
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出席者	委員	高杉隆行、松嶋あおい、鴨下公夫、岸野有次、渡邊正明、高橋堅治、高橋金一、橋本尚幸、大澤利之、鴨下永孝、永井文夫、井寺喜香	
	その他		
	事務局	高橋事務局長、島田係長、茅野主事	
欠席者	大堀金義、大久保政男		
傍聴の可否	可・不可・ <u>一部不可</u>	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	個人情報保護による		
会議次第	別紙のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	別紙のとおり		

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

議 長	会期は本日一日とさせていただきます。
-----	--------------------

4 会議録署名委員の指名

議 長	会議録の署名委員を指名します。 〔13番〕永井委員、〔14番〕井寺委員にお願いします。
-----	--

5 議案の審議

(1) 第1号議案

(今回はありません。)

(2) 第2号議案 農地法第4条、第5条に基づく転用届出について

①第4条について

(今回はありません。)

②農地法第5条について

議 長	農地法第5条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明願います。 〔5件事務局説明〕
議 長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。
委 員	不動産業者同士で所有権移転が行われているが、これはどういうものか。
事 務 局	登記地目が畑のままであるため、農地転用の届出をされたものです。農地転用は、現況が畑でない場合でも登記地目が畑である場合、届出が必要となります。
議 長	他にご質問等ございますか。 特にないようですので、次へ移ります。

(3) 第3号議案 その他の事項について

① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議 長	引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より説明をお願いします。
	[事務局説明]
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。ナスやミニトマト、トウガラシ等多品目の野菜を栽培しており、主にスーパーへ出荷しているとのこと。とてもきれいに管理されており、証明することに問題ありません。
委 員	事務局の報告のとおりです。農地の見本ともいえるほど管理されており、何ら問題はありません。
議 長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。
	[「異議なし」との声あり]
議 長	異議なしと認め証明することといたします。
議 長	2件目について、事務局より説明をお願いします。
	[事務局説明]
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。ウメやクリといった果樹を栽培しており、市場への出荷や近隣の方へ販売しているとのことでした。適切に管理されており、証明することに問題ありません。
委 員	事務局の報告のとおりです。証明することに問題はありません。
議 長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。
	[「異議なし」との声あり]

議	長	異議なしと認め証明することといたします。
議	長	3件目について、事務局より説明をお願いします。
		[事務局説明]
議	長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事	務	局
		報告いたします。1件目の農地は現在栽培が行われていませんが、秋頃にニンジンを作付けする予定とのことでした。一部で雑草が伸びていたことから、適切に処理するよう地区担当委員と共に指導しました。2件目の農地も現在栽培が行われておらず、全体的に雑草が伸びている状態でした。翌年にブルーベリーの作付けを予定しており、前任の農業委員から指導、管理をお願いしているとのことです。作付けの予定があることや、農地の適切な管理を指導したことから、証明することに問題は無いと思います。
委	員	
		事務局の報告のとおりです。観察が必要な農地ですので、適宜指導を行っていきたいと思います。
議	長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。
委	員	
		納税猶予農地内に電柱を支えるワイヤーと携帯の基地局が設置されているようだが、これらの取扱いについてはいかがなのか。
事	務	局
		原則、納税猶予農地内にはワイヤーや基地局の設置は認められていません。しかし、その場所でしか設置できないことから認められる例もあるようです。なお、設置に係る農地転用の届出については農地法に基づき必要ないことになっています。
議	長	他に何かございますか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。
		[「異議なし」との声あり]
議	長	異議なしと認め証明することといたします。
議	長	4件目について、事務局より説明をお願いします。
		[事務局説明]

議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。トマトやキュウリ、ナス等の野菜やブルーベリーを栽培しており、JA等へ出荷しているとのことでした。適切に管理されており、証明することに問題ありません。
委 員	事務局の報告のとおりです。証明することに問題ありません。
議 長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議 長	異議なしと認め証明することといたします。

② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議 長	相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。植木畑で一部ウメも植わっておりました。将来は市民農園として貸し出すことも検討しているとのことでした。適格者として証明することに問題ありません。
委 員	事務局の報告のとおりです。問題はありません。
議 長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議 長	異議なしと認め証明することといたします。

③ 生産緑地の取得の斡旋について

議	長	生産緑地の取得の斡旋について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議	長	事務局より説明が終わりました。 この件につきましてご意見ご質問ございませんか。
議	長	特にないようですので、各地区において買取を希望される方がいらっしゃる場合は、次回の農業委員会までに事務局へ連絡をお願いします。

【追加議案】 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

議	長	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕	
議	長	事務局より説明が終わりましたので、まず、私から調査報告を行います。所有者と直接お会いし面談を行いました。現在、所有者は要介護認定を受け営農が難しい状況であります。それまでの営農状況は従事者として証明することに問題ありません。	
議	長	続いて地区担当委員と事務局より報告をお願いします。	
委	員	会長の報告のとおりです。従事者として証明することに問題ありません。	
事	務	局長	会長と地区担当委員の説明のとおりです。買取申出事由の故障については要介護認定等が要件となっております。所有者は要件を満たし生産緑地の買取申出を行うことから、従事者として証明を諮るものでございます。
議	長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕	
議	長	異議なしと認め証明することといたします。	

6 協議事項

議 長	協議事項について事務局より説明願います
	〔農業委員会と市議会との意見交換会について事務局説明〕
事 務 局	意見交換会の内容について最終報告をさせていただきます。資料にお示ししている通りではありますが、市議会議員の対象者は総務企画委員会委員とし、委員会終了後に案内を通知いたします。また、意見交換の内容については、昨年7月に提出した意見書の内容や特定生産緑地制度、生産緑地の貸借の円滑化に関する法律等を予定しております。
	〔新たな農地制度の説明会について事務局説明〕
事 務 局	現在、講師を依頼する東京都農業会議と日程や内容について調整を行っております。内容については、生産緑地の貸借の円滑化に関する法律等を予定していますが、その他内容等について要望がありましたら、事務局までご一報ください。
	〔農地利用状況調査について事務局説明〕
事 務 局	例年8月から10月にかけて委員の皆さんに実施をお願いするものです。地区担当委員の皆さんには9月20日までに管理不十分農地の報告をお願いいたします。調査の実施に先立ちまして、地区ごとの調査実施日を7月31日までに事務局まで報告をお願いいたします。
議 長	この件について、ご質問等ありますか。 無いようですので、次に移ります。

7 報告事項

議 長	報告事項について事務局より説明願います。
	〔公務災害補償制度の継続について〕
事 務 局	農業委員の方を対象とした制度ですが、農地パトロール中の怪我や農業委員会へ向かう最中の事故等が対象となります。委員の皆様へ継続して加入をお願いします。保険料については次回の農業委員会で徴収させていただきますので、よろしくをお願いします。

議 長	事務局から1件報告がありました。何かご質問等ございますか。 無いようですので次へ移ります。
-----	--

8 連絡事項

議 長	連絡事項について事務局より説明願います。
事 務 局	〔(1) 農業委員会研修の開催について事務局より連絡した。〕
議 長	ただいま連絡のあった件についてご意見やご質問ございますか。 無いようですので次へ移ります。

9 その他

議 長	その他について、ご質問等はございますか。 特に無いようですので、これで平成30年第7回農業委員会の会議を終了させていただきます。
-----	---

平成30年第7回小金井市農業委員会会議次第

日 時 平成30年7月20日(金)

午後3時30分 開会

場 所 小金井市役所第二庁舎801会

議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

4 会議録署名委員の指名

5 議案の審議

(1) 第1号議案 農地法に基づく農地の許可申請について・・・ 0件

(2) 第2号議案 農地法に基づく農地の転用届出について

① 農地法第4条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

② 農地法第5条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5件

(3) 第3号議案 その他の事項について

① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について・・・・ 4件

② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について・・・・ 1件

③ 生産緑地の取得斡旋について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

【追加議案】

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての

証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

6 協議事項

(1) 農業委員会と市議会との意見交換会について

(2) 新たな農地制度説明会の実施について

(3) 農地利用状況調査について

7 報告事項

(1) 公務災害補償制度の継続について

8 連絡事項

(1) 農業委員研修会の開催について

9 その他

10 閉 会